

公益社団法人日本青年会議所北陸信越地区長野ブロック協議会と 長野県との連携協定書

公益社団法人日本青年会議所北陸信越地区長野ブロック協議会（以下「甲」という。）と長野県（以下「乙」という。）は、相互の連携協力について、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携することを通じて甲の公益性の高い活動が一層地域と結びつき、共創・協働が発展して、地域社会の向上に資することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- (1) 災害支援に関すること
- (2) 青少年育成に関すること
- (3) 地域経済の発展に関すること
- (4) 教育・文化の発展に関すること
- (5) 地域における諸問題の解決に関すること
- (6) その他本協定の目的達成のために必要な事項

（連携の申し出と個別の協議）

第3条 前条の事項は、甲を構成する青年会議所がそれぞれの活動方針に基づき選択して実施するものとし、その効果的推進のため、甲及び乙はそれぞれ本協定に基づく連携の申し出を行う。

2 甲及び乙は、具体的な連携内容、推進方法及び役割等について、隨時協議を行うものとする。

（協定の継続及び見直し等）

第4条 本協定は、甲又は乙のいずれかから協定終了の意思を表するまで継続するものとし、甲は、本協定が円滑に運用されるよう、年度間の引き継ぎの徹底等持続性の維持に努めるものとする。

2 甲又は乙のいずれかから協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、その変更を行うものとする。

（疑義等の決定）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙で協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成24年10月5日

甲 公益社団法人日本青年会議所北陸信越地区
長野ブロック協議会 2012年度 会長 坂東武文

乙 長野県知事 阿部守一